医療費の払い戻しがあります

払い戻しの対象となるのは、
保険診療が適用された医療費です

次の①～⑤のような場合、郵送にて申請していただくと、お支払いいただいた内容を審査のうえ、医療費助成制度が適用された場合との差額の払い戻しを受けることができます。

① 同一診療月に支払った一部自己負担額の合計が、2,500円の限度額を超えたとき

② 大阪府外の医療機関等を受診したとき

③ 医療証の申請をしてから交付までの間に、医療証を提示できずに自己負担額を支払ったとき

④ 急病のときや旅行先等で、やむを得ず医療証を提示できず受診したとき

⑤ 保険診療対象の医療費の全額(10割)を負担したとき(海外での受診・治療用装具・小児弱視等の治療用眼鏡等の費用も含む)

払い戻しの申請に際しては「必要なもの」と「注意事項」をご確認のうえ、詳しくは償還事務センターにお問い合わせください。

① について、自動償還を実施しています

自動償還とは、一度申請があれば、その後は手続きなしに自動で払い戻す仕組みです。償還事務センターが、申請を受け付けた月の属する診療月から開始します。

- 医療機関等からの請求が遅れた場合等は、自動償還が出来ませんので、申請が必要になります。
- 大阪市内で引っ越しをしたとき等、受給者番号が変更になった場合等は、自動計算が出来ず、払い戻しが出来ませんので、ご連絡ください。

払い戻しの申請　必要なもの

◆は必須、 ◇は内容によって必要になるもの

◆ 大阪市医療助成費支給申請書

◆ 振込先が確認できるもの（預金通帳の写し等）
〔医療証の交付申請の際、申請いただいた方の名義の口座でないと払い戻しできません。ご注意ください。〕

◆ 病院・薬局等の領収書原本（写し・再発行不可）
〔受診者氏名、領収金額、診療年月日、発行日、保険対象点数、医療機関等の名称の記載があるもの〕

◇ 病院等から発行された明細書
（月単位の領収書や入院費用を支払った場合のみ）

◇ 健康保険等から療養費の支給を受けた場合等に発行された支給(決定)通知

◇ 治療用装具や小児弱視等の治療用眼鏡等を作った場合のみ、医師の意見書と装着証明書（小児弱視等の治療用眼鏡等の場合は作成指示書等）の写し

◇ 入院時食事代の助成資格がある方で食事代を申請する場合のみ、健康保険等から発行された限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
（または所得区分照会にかかる回答書）



払い戻しの申請　注意事項　☆申請の受付は郵送のみです

☆ 全額(10割)をご負担されていて健康保険から療養費の支給を受けていない場合や、健康保険で高額療養費等の支給が受けられる場合は、ご加入の健康保険へ療養費等の申請を先に行っていただく必要があります。(ご不明な点は、下記の送付先へお問い合わせください)

☆ 次の申請期限の違いにご注意ください。

- 医療費助成の払い戻しの申請期限は、支払日の翌日から5年を経過するまでです。
- 健康保険への療養費の申請期限は支払日の翌日から2年を経過するまでです。

払い戻しに関する申請書類の送付先

大阪市医療助成費等償還事務センター

〒530-0035
大阪市北区同心1－5－27
大阪市北区北総合福祉センター3階

＊大阪市医療助成費等償還事務センターのホームページはこちらから→



電話番号：06-6351-8200
ファックス：06-6351-8220

令和８年9月作成・発行：大阪市こども青少年局 子育て支援部こども家庭課
電 話 番 号 06-6208-7971　ファックス 06-6202-4156
このしおりの内容は、いずれも作成時点のものです。

大阪市

こ　ど　も
医療費助成制度のしおり



こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的として、こども医療費助成制度を実施しています。

助 成 の 対 象

対象となる方は

◆ **大阪市内にお住まいで国民健康保険や被用者保険に加入している、0歳～18歳まで（18歳に達した日以後における最初の3月31日まで）のこども**

＊就学のために一時的に大阪市から転出したこどもも、対象となる場合があります。

＊対象のこどもが健康保険の被保険者である場合や婚姻している場合、こども本人の申請になります。

◆右記のいずれかに該当する方は対象となりません

- 生活保護を受けている方（生活保護が停止となっている方は助成の対象です）
- 児童福祉施設に措置入所されていることにより医療の給付を受けている方および里親制度により委託された方
- その他国等の公費負担によって、医療費の全額支給を受けることができる方
- ひとり親家庭医療費助成 又は 重度障がい者医療費助成の医療証の交付を受けている方



令和6年4月1日より、中学生以上のこどもの所得制限を撤廃しすべての年齢で所得制限がなくなりました。



こども医療費助成は大阪府からの補助金を活用して実施しており、その補助金の対象である未就学児（0歳～6歳まで）は所得の確認を行いますが、資格認定には影響しません。

詳しくは大阪市こども医療費助成のホームページをご覧いただくか、お住まいの区の区役所までお問い合わせください。

ホームページはこちらから→



対象となる費用は

◆ **病院や診療所、歯科医院等で診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費(薬代含む)の自己負担額の一部を助成しています。**

・治療用装具も助成対象です。

・入院時の室料の差額や後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品を希望したことで生じる選定療養費等、保険診療に含まれないものは、助成の対象になりません。

助成の始期は



① こどもが生まれたとき(出生日)
② 新しく大阪市に引っ越ししてきたとき　(対象となるこどもの大阪市への転入日)
③ 所得制限を受けなくなったとき・所得制限が撤廃されたとき(令和6年4月1日)

受診時に必要なもの

窓口で次のものを提示してください。

◆ 保険資格情報がわかるもの（マイナ保険証等）

◆ こども医療証
府内の医療機関等で医療証を提示せずに受診した場合は、医療費の払い戻しができないことがあります。

◆ 他の公費負担医療助成制度で受給者証等の交付を受けている場合は、その受給者証等

＜注意＞ こども医療証は、大阪府外の医療機関等では使用できません。払い戻しの申請を行ってください。

マイナンバーカードが医療証として利用できるようになります

- 利用には「マイナ保険証」の利用登録が必要です。
- 大阪府内の対応可能な医療機関・薬局で利用できます。
（対応状況は事前にご確認ください。）
- 紙の医療証は引き続き交付しますので、これまでどおり使用できます。
- 詳細はこちらのQRコードからご確認ください。

↓



医療費 訪問看護利用料 ご本人の負担額 (一部自己負担額)

1医療機関・訪問看護ステーションごとに1日あたり 最大500円（月2日限度）

■ 同一医療機関による保険診療に限っては、3日目以降のご負担はありません。

■ 複数の医療機関にかかる場合は、1つの医療機関ごとに1日最大500円のご負担となります。
（1日のご負担が500円に満たない場合は、その額）

■ 同一医療機関であっても、「入院」と「通院」、「歯科」と「歯科以外」はそれぞれ別計算となります。

■ 院外処方箋で薬局を利用した場合、薬局でのご負担はありません。
（ただし、容器代等保険の対象とならない費用は除く）

■ 同じ月内に受けた保険診療に係る、一部自己負担額が２，５００円を超えたときは、申請により超過分の払い戻しを受けることができます。（ただし、一部自己負担額は個人単位で計算し、世帯の合算は行いません）

入院時食事代助成

市民税非課税世帯の方で、お子様が右記の要件のいずれかに該当する場合は、申請いただくことで、お子様の入院時食事代の自己負担部分も助成対象となります。

【要件】
① 身体障がい者手帳1・2級の交付を受けた方
② 療育手帳Aの交付を受けた方
③ 身体障がい者手帳3級から6級の交付を受けかつ療育手帳B1の交付を受けた方

公的医療保険との関係

「特定疾病療養受療証」「限度額適用認定証」（「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を受けた際には、こども医療証、マイナ保険証等とあわせて、医療機関等の窓口に必ず提示してください。

▷人工透析を受けられている慢性腎不全、血友病及び血液製剤に起因するHIV感染症の患者の方は、ご加入の健康保険から、申請により「特定疾病療養受療証」が交付されます。

▷入院や高額となる診療、調剤の予定がある場合で、同じ月の同じ医療機関への支払いがある場合には、限度額適用認定証等を提示すれば、医療機関の窓口での支払いが所定の限度額までになります。

▷マイナ受付ができる医療機関ではマイナ保険証等があれば、限度額適用認定証等を提示しなくても限度額を超える支払いの免除が受けられます。

▷限度額適用認定証等については、ご加入の健康保険等にお問い合わせください。

国の公費負担医療制度との関係

国の公費負担医療制度を使用できる方は、そちらを先に申請してください。受給者証等の交付を受けた場合には、こども医療証、マイナ保険証等とあわせて医療機関等の窓口に必ず提示してください。

[国の公費負担医療制度]
・障害者総合支援法による自立支援医療
・難病法による特定医療
・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援　等

お手続き

医療証の交付に関する窓口は、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当（区役所内）

お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当へ申請してください。
該当する方には、「こども医療証」をお渡しします。

申請に必要なもの

◆保険資格情報がわかるもの（マイナ保険証等対象となるこどもの名前が入ったもの）

◆ 申請者の本人確認書類

◆ こども本人が婚姻している場合は、**戸籍記載事項証明書**を提出していただくことがあります。

◆ 所得確認が必要な場合は、マイナンバー利用同意書又は 所得証明書を提出していただくことがあります。
例）未就学児（0歳～6歳まで）が市外から転入した場合　等

＊出生による、資格取得（こども医療証）の申請は、所得確認が必要な場合を除き、オンラインでも受付を実施しています。 入力フォームはこちらから →

資格の新規取得または更新にかかる申請以外でも届け出をお願いします

次のいずれかに該当するときは、必ず届け出てください。



◆ 氏名、住所に変更があったとき
◆ 加入している健康保険の種類や内容に変更があったとき
◆ 生活保護を受けたときや児童福祉施設に措置入所されたとき
◆ 交通事故等第三者の行為による負傷等で医療証を使用し治療を受けたとき
◆ 医療証を破損もしくは紛失したとき
◆ 父又は母等の所得に変更があったとき、又は、所得の高い方が変わったとき
（所得の高い方の保護者がこども医療証の届け出を行う必要があります）
◆ ひとり親家庭医療費助成制度や、重度障がい者医療費助成制度に変わるとき

〈注意〉資格がなくなってから医療証を使用して診療等を受けたときは助成した額を本市に返金していただきます。また、申請内容に誤りがあったとき等は、助成した額を本市に返金していただくことがあります。

医療費助成にかかる費用は大阪市と大阪府の負担でまかなわれています

・日々の健康管理を心がけましょう。　・病院のかけもち（重複受診）はやめましょう。
・診療費が高くなる、時間外や休日の受診はできるだけ避けましょう。

お問い合わせ先

市外局番はすべて06です

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
北	6313-9497	天王寺	6774-9857	城 東	6930-9065
都 島	6882-9857	浪 速	6647-9895	鶴 見	6915-9107
福 島	6464-9857	西淀川	6478-9952	阿倍野	6622-9865
此 花	6466-9561	淀 川	6308-9423	住之江	6682-9857
中 央	6267-9865	東淀川	4809-9850	住 吉	6694-9859
西	6532-9952	東 成	6977-9156	東住吉	4399-9857
港	6576-9857	生 野	6715-9857	平 野	4302-9857
大 正	4394-9914	旭	6957-9173	西 成	6659-9824

突然の病気やケガで困ったら
○ 小児救急電話　＃8000 または 06-6765-3650
○ 救急安心センターおおさか ＃7119 または 06-6582-7119

まわりのこどもに関心をもってください【児童虐待に関する相談・連絡窓口】

児童虐待はあなたの身近で起こっているかもしれません。こどもたちを守るには虐待の早期発見、早期対応が必要です。大阪市では２４時間体制で相談を受け付けています。

●児童虐待ホットライン
（大阪市こども相談センター）
０１２０－０１－７２８５（まずは一報 なにわっ子）
（フリーダイヤル　24時間・365日）

●区保健福祉センター
子育て支援室
お問い合わせは各区保健福祉センターへ